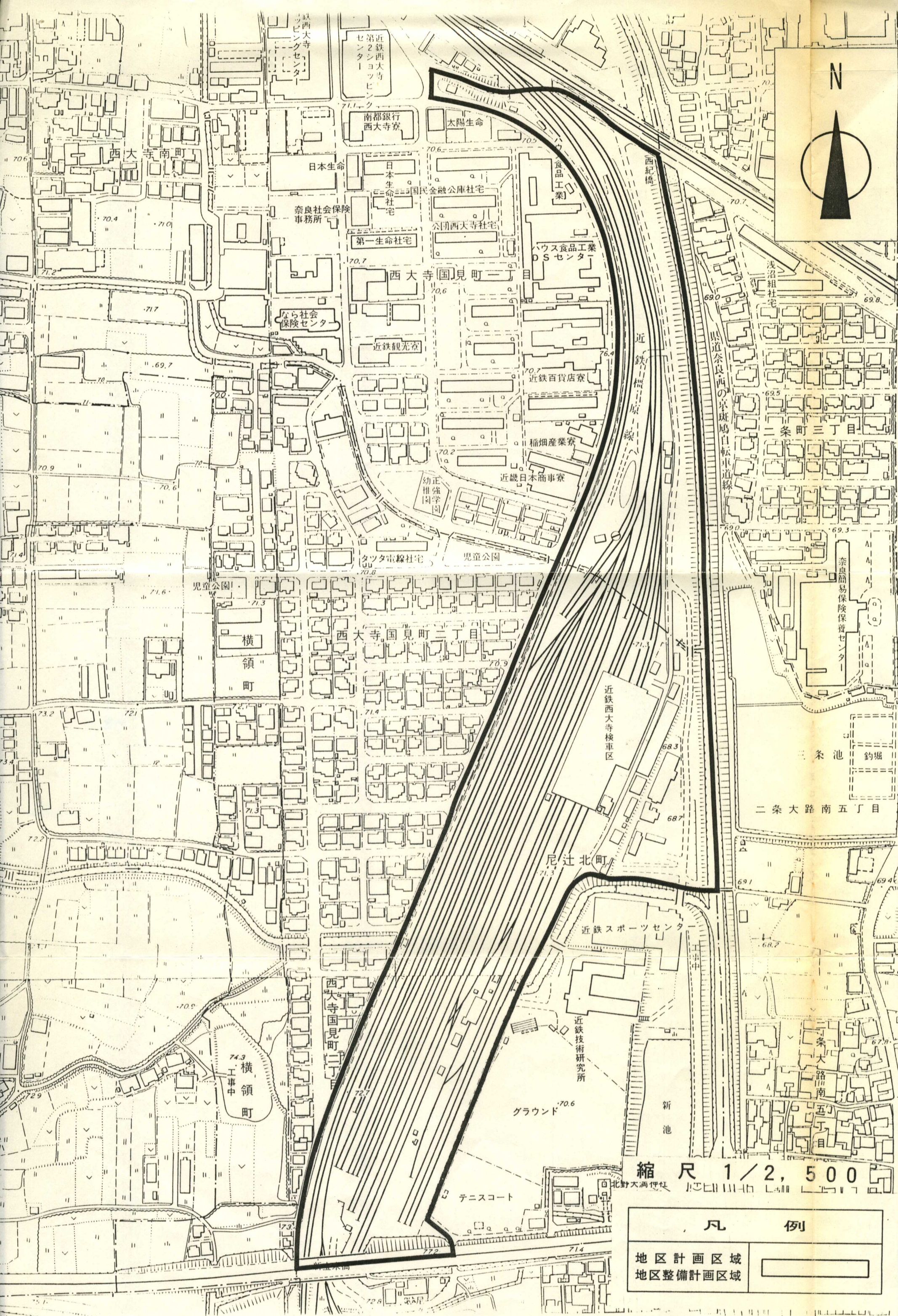
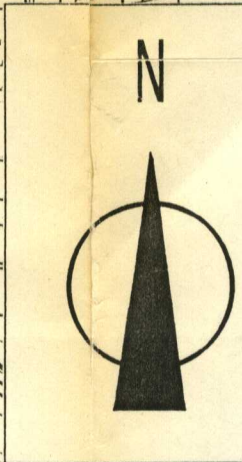


大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画の決定

（奈良市決定）

都市計画近鉄列車基地地区計画を次のように決定する。

名 称	近鉄列車基地地区計画	
位 置	奈良市西大寺国見町一丁目及び尼ヶ辻北町の各一部	
面 積	約 10.4 ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、昭和39年の近鉄列車基地移転以来、利用者の増加とともにそれを支える鉄道施設としての土地利用がなされている。 今後予想される利用者の増加に対応する鉄道施設の整備・拡充を図るとともに、周辺の住環境を保全することを目標とする。
	土地利用の方針	現行の土地利用を基本とする。また、周辺地域と調和のとれた土地利用を図る。
	建築物等の整備の方針	周辺地域の住環境の保全を図るため、建築物の用途及び意匠の制限を定め、適正な誘導、規制を行う。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる鉄道事業（鉄道事業法第2条第1項に規定する事業をいう。）の用に供する建築物以外の建築物は、建築してはならない。 （1） 車庫 （2） 車両検査修繕施設 （3） 倉庫 （4） 詰所 （5） 事務所 （6） その他の鉄道事業の用に供するもの
	建築物等の意匠の制限	建築物の屋根の色彩は黒又は焦げ茶とし、その外壁またはこれに代わる柱の色彩は茶系統の色を基調としたものとする。
区域は、計画図表示のとおり		



縮尺 1/2,500

凡例	
地区計画区域	
地区整備計画区域	